（表記）

第七百十一条　電力量計（最大需要電力表示装置付電力量計にあっては、最大需要電力表示装置を除く。以下同じ。）及び無効電力量計（以下「電力量計等」という。）の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）　日本工業規格Ｃ一二一一―二（二〇〇九）

二　特別精密電力量計、精密電力量計、変成器とともに使用される普通電力量計又は直流電力量計　日本工業規格Ｃ一二一六―二（二〇〇九）

三　無効電力量計　日本工業規格Ｃ一二六三―二（二〇〇九）

（性能）

第七百十二条　電力量計等の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）　日本工業規格Ｃ一二一一―二（二〇〇九）

二　特別精密電力量計、精密電力量計、変成器とともに使用される普通電力量計又は直流電力量計　日本工業規格Ｃ一二一六―二（二〇〇九）

三　無効電力量計　日本工業規格Ｃ一二六三―二（二〇〇九）

第七百十三条から第七百二十三条まで　削除

第七百二十四条から第七百二十六条までを次のように改める。

（検定公差）

第七百二十四条　電力量計等の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）　日本工業規格Ｃ一二一一―二（二〇〇九）

二　特別精密電力量計、精密電力量計、変成器とともに使用される普通電力量計又は直流電力量計　日本工業規格Ｃ一二一六―二（二〇〇九）

三　無効電力量計　日本工業規格Ｃ一二六三―二（二〇〇九）

（構造検定の方法）

第七百二十五条　電力量計等の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）　日本工業規格Ｃ一二一一―二（二〇〇九）

二　特別精密電力量計、精密電力量計、変成器とともに使用される普通電力量計又は直流電力量計　日本工業規格Ｃ一二一六―二（二〇〇九）

三　無効電力量計　日本工業規格Ｃ一二六三―二（二〇〇九）

（省略）

第七百二十六条　前条に定める構造検定の方法のうち次の各号に掲げる事項の試験は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

一　材質

二　連続動作の影響

三　表示機構の着脱による影響

四　発信装置付計器の連続動作の影響

五　電力開閉式普通電力量計の連続開閉

六　衝撃の影響

七　傾斜の影響

八　雷インパルス耐電圧

九　耐候性

第七百二十七条から第七百四十九条までを次のように改める。

第七百二十七条から第七百四十九条まで　削除

第七百五十条から第七百五十六条までを次のように改める。

（器差検定の方法）

第七百五十条　電力量計等の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）　日本工業規格Ｃ一二一一―二（二〇〇九）

二　特別精密電力量計、精密電力量計、変成器とともに使用される普通電力量計又は直流電力量計　日本工業規格Ｃ一二一六―二（二〇〇九）

三　無効電力量計　日本工業規格Ｃ一二六三―二（二〇〇九）

（性能に係る技術上の基準）

第七百五十一条　電力量計等の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）　日本工業規格Ｃ一二一一―二（二〇〇九）

二　特別精密電力量計、精密電力量計、変成器とともに使用される普通電力量計又は直流電力量計　日本工業規格Ｃ一二一六―二（二〇〇九）

三　無効電力量計　日本工業規格Ｃ一二六三―二（二〇〇九）

（使用公差）

第七百五十二条　電力量計等の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）　日本工業規格Ｃ一二一一―二（二〇〇九）

二　特別精密電力量計、精密電力量計、変成器とともに使用される普通電力量計又は直流電力量計　日本工業規格Ｃ一二一六―二（二〇〇九）

三　無効電力量計　日本工業規格Ｃ一二六三―二（二〇〇九）

（性能に関する検査の方法）

第七百五十三条　電力量計等の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）　日本工業規格Ｃ一二一一―二（二〇〇九）

二　特別精密電力量計、精密電力量計、変成器とともに使用される普通電力量計又は直流電力量計　日本工業規格Ｃ一二一六―二（二〇〇九）

三　無効電力量計　日本工業規格Ｃ一二六三―二（二〇〇九）

（器差検査の方法）

第七百五十四条　電力量計等の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）　日本工業規格Ｃ一二一一―二（二〇〇九）

二　特別精密電力量計、精密電力量計、変成器とともに使用される普通電力量計又は直流電力量計　日本工業規格Ｃ一二一六―二（二〇〇九）

三　無効電力量計　日本工業規格Ｃ一二六三―二（二〇〇九）

（表記）

第七百五十五条　変成器の表記事項は、日本工業規格Ｃ一七三六―二（二〇〇九）による。

（性能）

第七百五十六条　変成器の性能は、日本工業規格Ｃ一七三六―二（二〇〇九）による。

第七百五十七条から第七百六十六条までを次のように改める。

第七百五十七条から第七百六十六条まで　削除